

尾山謙二郎委員の質疑及び答弁

永森委員長 尾山委員。あなたの持ち時間は60分であります。

尾山委員 皆さんこんにちは。自由民主党新令和会の尾山です。

能登半島で水害があつて大変な状況になっています。私も自分の知り合い何人かに電話をしましたが、皆さん本当に言葉にならないというのが実態でありまして、本当に今現在何ができるか分かりませんが、今後しっかりと時系列の中で関わっていくことを考えていかなきゃなという思いでいっぱいあります。亡くなった方、そして被災された方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

また、渡辺守人先生ですが、会派も委員会も違う一年坊主の私に、「尾山君、飯食いに行くか」と声をかけていただいた、非常に奥行きのある温かい政治家の先輩であります。実際お付き合いいただいて、いろんなことも教えていただきましたし、いろんな話も聞いていただきました。まだまだいろんなことを教えていただきたい、学びたいそんな先輩であります。非常に残念であります。心からお悔やみを申し上げます。

そして、渡辺先生は現役の中小企業の経営者もやっておられました。そんなところで気持ち相通ずるところもあると思ひまして、本日そういう思いを持ちながら、以下質問に入らせていただきたいと思っております。

まずは、個と社会のつながり方ということで3点質問をさせていただきます。

戦後、先人の方々のたゆまない御努力によって、我が国は奇跡的な経済復興を成し遂げ、世界でもまれに見る豊かで便利な国となりました。その恩恵を受けている一人として、その御努力に心より感謝と敬意を感じるものであります。

一方で、生活の質の向上に伴い幸せを感じづらい社会になっ

てきたようにも感じます。選挙の投票率は下がり、町内会長や民生委員、消防分団員などの地域のお世話係に進んで取り組む人が減り、安全・安心に暮らすための基礎である地域コミュニティの維持が困難になってきております。他方で、特殊詐欺やカスタマーハラスメントなどの心ない犯罪や事象も増えていきます。不安、不平、不満、恐怖などの負の感情が増殖をし、今の日本は明るい希望が見いだしづらい、そんな社会であると言えるのではないのでしょうか。負の感情が支配するこの社会の空気を、愛情や寛容、そして希望という前向きな空気に変え、豊かさとともに人としての幸せを感じることができるような、そんな社会を次の世代に引き継ぐ責任を強く感じるものであります。

人は一人では生きていけません。人は、生を受けてから人生を閉じるまで必ず誰かのお世話になってまいります。それは家族であり友人であり、社会でもあります。いま一度冷静に立ち止まり、個と社会のつながり方を見直し、時代に合った形につくり直す時期に来ているのだと思っております。

個と社会のつながり方の基礎は、人と人とのつながり方だと考えます。人と人とのつながり方を定義するのは道徳観や倫理観であり、言い換えれば人の心の物差しと言えるでしょう。

そこで、道徳観や倫理観といった価値教育の醸成について、以下質問をさせていただきます。

教育には2つの柱が必要であると思っております。認知教育と価値教育です。

認知教育とは、読み・書き・そろばんのことを言います。社会生活を行う上で必要な知識教育です。

価値教育とは、人が生きていく上で必要な心の物差し、これは情操教育のことです。

この2つの教育がバランスよく行われることが、子供の人格

形成にとって大切なことであるとの再認識に基づき、文科省でも学習指導要領を改訂し、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において、特別な教科として道徳を教科化し、週1時間の授業を行い、また高等学校では、公共や倫理という科目を通して道徳教育を行うことになっています。非常に喜ばしいことであります。

こうした道徳教育は、各学校に1名配置されている道徳教育推進教師によって行われます。道徳教育推進教師は、まさに学校現場での価値教育の司令塔であり、子供たちへの影響力と責任は極めて重いものと言えるでしょう。

そこで、その司令塔である道徳教育推進教師の方々の道徳観や倫理観を磨き上げる、そのための研修会の開催について、現在の開催状況と、より質の高い学びの場として、さらに研修を充実させる必要があると考えますが、広島教育長の御所見を伺います。

広島教育長 学習指導要領に基づく道徳教育推進教師ですが、各学校に配置されている教員から校長先生が指名しております。その役割を3つほど御紹介しますと、全教育活動における道徳教育の推進、道徳教育の指導計画の作成に関する事、道徳教育の情報提供や情報交換に関する事などがございまして、学校の教育活動全体を通じて進めることとなっている道徳教育、その中心の役割を担うものでございます。

小中学校の道徳教育推進教師を対象にいたしました研修につきましては、県教育委員会主催の中央講師を招いた、道徳教育推進講演会を年1回、県小・中学校教育研究会の道徳部会で指導主事等を講師にしました、道徳授業の進め方などを学ぶ研修を年5回程度開催しております。また、県教育委員会では道徳教育推進教師を中心に、各学校の教員が道徳の授業の改善を図れますよう、道徳教育研究推進校を指定し、実践的な授業研究

や研修会を実施しております。

また、県立学校におきましても、道徳教育推進教師を中心に、特別活動や部活動なども含めました学校教育活動全体を通じまして道徳教育を進めており、校内研修など教員の資質向上に努めております。

児童生徒が道徳観や倫理観、また、規範意識、そしてよりよく生きようとする人間性を身につける重要性は高まっております。引き続き道徳教育推進教師の資質を高めるため、例えば小中学校に加えまして、高等学校の道徳教育推進教師も参加して、長期的に連続性を持った道徳教育を学ぶ研修会、こういったものの開催も検討していきたいと考えておりまして、その質の向上に努めてまいります。

尾山委員 ありがとうございます。

道徳教育をどのように進めるかという、そういったマネジメントも大切なんだと思うんですが、そもそも道徳観や倫理観とは一体なんですかというような、本質的なことをしっかりと深めていってそれを発信していただくこと、やはりこれが極めて大切だと思っております。ぜひそういう意味において研修、深めていっていただければと思っております。

2つ目ではありますが、教育長は1899年に出版された、新渡戸稲造の「武士道」はお読みになられたことはありますでしょうか。

廣島教育長 読んだことはございます。

尾山委員 ありがとうございます。

どのような印象を持たれましたでしょうか。

廣島教育長 学生時代だったかと思うんですけれども、司馬遼太郎の本を読んでいたたら「武士道」というものが出てまいりまして、ちょっと読んでみようかなと思って読んだ記憶がございます。ちょっと難しいことが書いてあるなど、英語を日本語

に訳した文章だったので非常に読みづらい文章だったなという思い出があって、途中ちょっと、なかなか感情的には、切腹の場面とかいろいろ難しい場面もあって、そこでちょっと読むのを断念した記憶がございます。

尾山委員 ありがとうございます。

御存じだと思うんですが、あの本は世界7か国で翻訳、出版され、世界のベストセラーになって、日本の精神文化が非常に称賛されたという、そんな背景を持った本であります。

戦後、我が国における憲法の柱である基本的な人権の尊重や個人を尊重する個人主義のほか、近年その重要性が高まっている様々な価値観を認め合う多様性、そのような考え方が時代が求める価値、そういったものを包摂しながらも、人と人が関わる上で、社会全体が共有しなければならない普遍的な価値を根づかせることが、健全な社会を維持する上で欠かせない取組だと言えます。そのためにも、日本が古来より培ってきた様々な価値をいま一度学び直し、その中から時代に合うもの、合わないものの取捨選択をし、現代に通じる普遍的な価値を子供たちに伝えていく必要があると考えております。

例えば「武士道」の中に、おっしゃったように切腹というものがあるんですが、名誉を守るために自分の腹を切るという責任の取り方なんだと思うんですが、今の時代、極めてこれはない話であります。

例えば、家の内と書いて家内という欄があるのですが、昔、女性は家のことをして家にいたから家内なんだという価値もあります。いまだに奥さんのことは「家内」と呼んでいらっしゃる方も意味を理解せずに、そういう方もいらっしゃるんでしょうが、この家内というのも今の時代にはない考え方です。

他方で義、これは正義とか大義と言われる義ですね。この正義、大義というのは時代によって変わるんですが、この義とい

うものを大事にしていくという考え方、その義を見たら次は勇だと。義を見てせざるは勇無きなりと、しっかり行動を起こしていく勇が必要だと。

次に、仁というのがあります。仁というのはやはり優しさですね。正義や大義を振りかざすとやはり人は傷つきますから、そういった意味で優しさを持ちながらそういったものを培っていく。

あとは礼とか誠とか、これ今の時代に非常に大事な普遍的な価値なんだと私は人と人との関係で思うわけでありまして。そういったものをしっかりと見直すために、この新渡戸稲造の「武士道」ですとか、あと内村鑑三の書いた「代表的日本人」、こういったものをぜひ学ぶ機会を、今の道徳教育推進教師の方々が研修会でこういった書籍をお使いいただくことをぜひ考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

広島教育長 道徳教育では、これまで受け継がれ、共有してきた様々な道徳的価値を児童生徒が身につけ、自らの考え等を深めることが重要であるとされております。

こうした中、現在の学習指導要領には、小中学校の特別の教科「道徳」において、児童生徒が道徳的価値観を形成する上で必要とされる、まず「正直、誠実」、「勇気と希望」、「礼儀」、「公正、公平、社会正義」、「思いやり」などの内容が具体的に示されているところでございます。これらの内容は、委員から今御紹介のありました、新渡戸稲造が著書で示される義や仁、勇気といった価値と通じるものもあるものだと思っています。

小中学校の教科書にはこれらの内容を基にしました教材が掲載されているものもございます。学校では道徳教育の指導計画に基づき、教材を選びながら、児童生徒が問題意識を持って多面的、多角的に考え、人間としての生き方について考えを深められるよう、道徳的価値についての理解を基にしながら、あら

ゆる学校教育の機会を通しまして、人間としての在り方、また生き方について考えを深める指導をしているという現状です。

また、道徳教育においては、答えが1つでない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論することも重要であるとされており、今後さらにこうした指導を充実するためには、教員は児童生徒が考えを深めることに役立つ道徳教材を準備することが必要になってくる。このため先ほど申し上げております道徳教育推進教師の研修などにおきまして、様々な資料を扱い、教員の道徳教育における指導に関する意識を高めていくことが必要だろうと考えております。

尾山委員 ありがとうございます。

道徳の道というのは社会規範やルールのことを言うらしいです。徳というのはそれを守れる状態のことを徳と言うらしいです。ぜひこの社会規範、ルールと言われるものを富山の教育の行政のトップとして、しっかりと教育界に指し示してください。そしてまた、それが守れるような、そういった心の内発的な教育もぜひ執り行ってください。

「武士道」は読みやすい漫画もありますので、ぜひまた御紹介します。ありがとうございました。

3つ目ではありますが、インクルーシブな社会について少し御質問させていただきたいと思っております。

多様性を包摂していく社会がこのウェルビーイングの社会につながるんだと思うんです。そのためにこの差別を区別に変えていくという取組がやはり必要であります。

差別が起きる様々な要因がありますが、その一つに差別される側とする側においての情報の非対称性があると言われております。

人種、性別、障害など、人は自分と違うものを本能的にカテゴライズして予防線を張ります。そして、それを多少なりとも

バイアスをかけて見るような傾向があると思っています。これは外敵から自分の身を守るという本能に基づいたものだとされています。

そのバイアスを正常に戻していくのが知識や知恵だと聞いております。

私の経営する会社で今、30代の自閉症スペクトラムの男性の方に働いていただいております。物すごく大変な状況で苦勞しながら今受皿をつくっております。一番の問題は、自閉症スペクトラムと言われるものがどういう性格を持ってどんな適性なのかということの知識が全くない状態で会社に来ていただいたんです。ですから、まず、それはそもそも何なのかと言う知識がないところからスタートしますから、お互いにうまくいかないわけですね。だんだん話をして調べていって、例えば分かったのが、あれとかそれとかこれとか話をしていても、まずそういう抽象的なものは全く通用しないんですよ。僕らがよく使う「あれいいがにしておいて」という言葉があるじゃないですか。ああいうものが全くそのやり取りの中で通用しないんですね。そういったものをしっかりと1個ずつ具体的にお伝えすれば理解をしていただいて、ちゃんと仕事に結びつけていただけるんですが、そういった例えば性格だったり適性と言われるものの知識がないがために、最初はものすごい苦勞をしました。

これから、どんどんそういうインチャイルドという方々が社会に出て一般就労に入っていく、そんなことを考えていったときに、そういうものの客観的な情報が、私は、一定程度若いうちに情報として学ぶ機会があったらいいと思うんです。特にこの発達障害、インチャイルドというのは外見上では可視化することがなかなかできないんです。そうするとどうしても偏見や差別につながって生きづらくなって感じている人がやはり多いんです。その解消のためにはそういったものの理解促進を

授業の中でやはり落とし込むことが必要だと思っております。

ぜひ社会に出る前、公教育のどこかで、そういったものを年間1時間でも情報として学ぶ場をぜひ設けていただけたらいいと私は思うんですが、教育長の御所見をお伺いいたします。

広島教育長 今、委員から御提起いただきました発達障害を特に取り上げた学習の機会は、現状ではそういうものはあまりないという状況でございます。

その理由をちょっと長々となりますが、文部科学省が令和4年度に実施しました「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」におきましては、高等学校におきまして学習面または行動面で著しい困難を示すとされた生徒の割合が2.2%となっております。この調査のコメントとしては、全ての学級に在籍している可能性があると言われてるところでございます。

このため、例えば発達障害の特性や対応方法を学習するには、原則として事前に全ての該当者を把握し、本人と保護者の内諾を得た上で当事者である本人の感情や、心理的抵抗感への配慮、また、事後のケアにも努める必要があるということで、現時点では特に慎重に扱っているという状況でございます。

一方で、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向けて、学校においても障害者の特性や能力について理解、啓発を図ることは大切でございます。

こうしたことを踏まえまして、現在教育活動全体で障害の理解を図るため、例えば高等学校におきましては、必ず履修する教科であります「家庭」におきまして、学習指導要領に基づきまして、ノーマライゼーションの理念を土台に、全ての人にとって使いやすいデザインであるユニバーサルデザインなど、具体的な事例の考察などを通して、障害のある人々などとも共に支え合って生活することの重要性を学んでおります。

また、特別活動におきましては、中学校までの道徳教育とのつながりを意識しながら、ボランティア活動のほか、特別支援学校や障害者施設で障害者の皆さんと交流するなど、互いの多様性を認め合うことの必要性をはじめ障害に関する全般的な理解を促しているところでございます。

引き続きこうした教育活動全体で、障害者、障害への理解、自他を尊重する心の醸成を図る取組に努めてまいります。

尾山委員 ありがとうございます。

その黒部の男の子に、今度議会でこんな質問するんだがいかと言ったらぜひやってくださいと。私はそういったことが社会で共有されない中で非常に苦しんできた。ぜひそういったものをディスクロージャーしていくことによって、もっと理解が深まっていきやすい世の中になってきたら私は本当にいいと思う、というような言葉を受けて今日お話をさせていただいています。

本当にデリケートな話なんです。中にはそういったものを表に出したくないという親御さんや子供さんもたくさんいらっしゃる中で、極めてデリケートな話だと思っんですが、先ほどおっしゃった、だから高校生の3年生ぐらいの2学期ぐらいで、もうそんなに人間関係が複雑にならなくていい、そんなタイミングがあるかと思うんです。ですから、何かのタイミングで、そういったものを共有しやすい年頃、場所そんなものはあるやに思いますので、ぜひまた、そんなことも含めて総合的に御判断いただいて、インクルーシブ教育を進めていただければなと思っております。ありがとうございます。

次、中小企業の金融政策について3点お尋ねいたします。

我が県の人口が100万人を割り込む中で産業構造が大きく変わってきます。その中において地域経済を支えている中小・小規模事業者の健全な発展は、地域社会の維持発展のために取り

組まなければならない最重要課題と言えます。

現下の中小・小規模事業者が抱える課題ですが、人手不足と事業承継と言われていています。この課題解決は地域社会の活性化に直結いたします。また、市場への新規参入を志す意欲のある経営者の創業支援と同時に、様々な理由で市場から退場したいという経営者が健全に退場できる仕組みの構築も必要だと考えます。加えて、一度失敗したら二度とチャンスがめぐってこない、そんなことを多くの方が恐れているこの行き詰まった空気にも風穴を開けていく必要があります。

そのためにも、一旦市場から退場した経営者が、再度市場参入に意欲があれば後押しをするような再チャレンジの仕組みも不可欠となってまいります。

もろもろの、今お伝えをした課題解決に向けて3点、中小企業金融の要である保証協会について御質問させていただきます。

委員長、デジタルサイネージ、よろしいですか。

永森委員長 許可いたします。

尾山委員 本年度4月より、信用保証協会の制度に新たな経営者の個人保証を必要としない——ちょっと名前が長いんですが——事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度——なかなか覚えづらいんですが——簡単に言うと、お金を借りるときに経営者の個人保証が要らない保証であります。

この保証が今年の春から制度化されて、今市場に出ております。今までの日本の中小企業金融の中においては極めて異質な考え方でありまして、今までは経営者保証は必ず会社の保証、借り換えについてくるんですが、そこを外していこうという保証であります。

サイネージに映している、信用保証協会のチラシの裏側を見ていただくと、右側ですが、2つあります。0.25%と0.45%とがあって、これは何かというと、今ある信用保証料に上乗せを

したら、個人保証をしなくていいですと、外しますという上乗せの保証の料率なんですね。0.25%上乗せというのは、これは成績がいい会社。0.45%は成績があまりよくない会社の料率になります。

表面を見ていただくと、国が今年はこの制度創立から7年度の末までで0.15%の上にあった、いわゆる保証料の分を補助するという仕組みをとっているんです。

したがって、0.25%の方は0.1%、0.45%の方は0.3%の上乗せを払うだけで、この制度を受けられるという仕組みになって、国も一生懸命推進をしているわけであります。

しかしながら、この制度、すばらしいんですが、今年はこの制度の開始から現在に至るまでまだ20件の採用しかないらしいんですよ。この約半年で調べましたら、2,500件を超える保証制度の枠組みが富山県信用保証協会で認められているんですが、そのうち20件ですから100件にも満たないわけですね。

企業というのは、やはりこの世の中に絶対はないのと一緒で、この先どうなるか分からないわけです。現下の中小・小規模事業者も財務内容が悪化して、廃業したいけれども個人保証があってやめられないという方もたくさんいらっしゃる。そんな状況がいつ訪れるか分からない中で、できればちゃんと将来健全な経営判断ができて、場合によっては健全な廃業ができるような、そんな仕組みをつくっていかないと。最も大きな問題とは、廃業をできずにいる事業所に、たくさんの従業員の方が勤めていらっしゃるということなんです。そこはもちろん生産性も上がらないし給料も上がらないわけです。そういった状況の事業所に多くの労働者の方々が働いていらっしゃる。この人手不足の中で、労働市場の流動性をしっかり図っていかなきゃならない。その中で、そういった事業所が廃業できないでいるということは極めて大きな社会的な問題なんだと考えております。

そういった観点でぜひ、個人保証に依存しないこの制度をしっかりと拡充して根づかせていくことが、私は非常に肝要なことだと考えております。

そこで、山室商工労働部長に、ぜひこの補助率、県でもこの国の補助率に加えて、実質無償化をしてこの制度が使えるような、そんな立てつけをぜひ考えてみていただけませんかということで、御所見を伺いたいと思っております。

山室商工労働部長 委員御紹介のとおり、国は経営者保証ガイドラインを通じまして、経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速を目指しております。具体的には、法人、個人の資産分離、財務基盤の強化、経営の透明性確保の3要件を満たす中小企業に対して、経営者保証なしで融資を受けられるよう、このガイドラインの遵守を金融機関に求めてきているというところです。

本年3月に創設されました事業者選択型経営者保証非提供制度では、この3要件の全てを満たさない場合でも一定の保証料率の上乗せを条件に、経営者保証を提供しないという選択肢を提供するものでございます。さらに国は、この上乗せ保証率の一部を補助する3年間の時限措置も講じております。

委員御指摘のとおり、県内での利用実績は20件にとどまっております。上乗せ保証料への抵抗感が一因として挙げられます。しかしながら、県が独自に上乗せ保証料率を補助して無償化することは、経営者保証ガイドラインの3要件の充足に向けた中小企業の意識向上や経営改善のインセンティブを損ねる可能性があると考えております。

県といたしましては、国の政策趣旨を踏まえ、県内の中小企業はガイドラインの3要件を満たし、経営者保証に依存しない資金調達が進むよう、県信用保証協会や金融機関などとの連携を強化し、制度の周知や経営支援に取り組んでまいりたいと存じます。また、事業承継や新規創業の促進に向けて、県内産業

の動向に応じた適切な信用保証制度の運用に努めてまいりたいと存じます。

尾山委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、まだまだこの制度が告知されていないというのも実態でありまして、こういったものをもっともっと多くの経営者の方々にやはり知っていただく、そんな努力もしていかなければと今感じております。

なかなかハードルが高い話ではありますが、目的はとにかく中小企業の活性化をどう図っていくか、新陳代謝をどう図るか、その位置図をしっかりとつくらなければならないというものでありますので、そういったことをまたひとつ問題意識として考えていただいて御検討ください。よろしくお願いします。

続きまして、ちょっとこれもややこしい話になりましてすみません。次のサイネージの資料、経営者保証に関するガイドラインは、今、商工労働部長から御説明いただきましたので割愛させていただきます。

個人保証を外すための3要件を平成25年度に国が定めて、今告知をして進んでいるということでありまして、大きなマクロ的な流れは個人保証を外す方向に動いているということを皆さんまず御認識ください。

そこで、サイネージのグラフを御覧いただきたいんですが、ここ近年の個人保証に依存しない新規融資のパーセンテージを書いたものをグラフ化したものですが、3つありまして、一番上のピンク色が政府系金融機関、これは日本政策金融公庫のことです。2つ目のオレンジ色は民間の金融機関、青色が信用保証協会です。この3つが、中小企業がお金を借りるときに間接金融でお世話になるところであります。

その中において、御覧のとおり、これだけ新規貸出しに対しての個人保証の率が変わってくるんですが、これ、民間の金融

機関というのは当然貸出しのリスクというのがありますから、一定程度個人保証に依存するという体質は出てくるんだと私は思うんですが、他方で、この政府系金融機関が6割、保証協会が32%ですか、これ、2つとも中小企業の円滑な金融、資金繰りを支援するという公金が入った仕組み、もともとは考え方が基本的に一緒の組織というか団体ですが、一緒の考え方を共有するこの2社に大きな開きがあるという実態であります。

これは考えるに、保証協会というのは、お金を借りるときに当然ながら入り口は民間の金融機関でありますから、民間の金融機関のちょっと厳しい3要件の審査に引きずられて、信用保証協会の審査が決まってくるんだと思うんです。ですから、恐らくこの信用保証協会と日本政策金融公庫の間にこの差があるというのは、そういうところに大きな原因があるんだと思うんです。

そこで、これ非常にでかい塊の話ではありますが、信用保証協会の信用保証つき融資、これを進めるときに、民間の金融機関と信用保証協会と通常2割8割のリスクがあると言われているんですが、この2割は民間の金融機関の審査、8割は信用保証協会の審査、こうやって分けた審査を貸出しの中でできるような仕組みの構築をぜひ行っていければなと思っております。

これは国の信用保証制度の問題なので、ぜひ知事に、国に働きかけていただけませんかということをお願い申し上げて、御所見を伺いたいと思います。

新田知事 経営者保証には経営の規律づけ、逆に言えばモラルハザードを防ぐという意味、あるいは資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開、あるいは早期の事業再生、円滑な事業承継、これらを妨げる要因となる側面もあります。

私もかつて経営者の頃は、借入れの多い会社の経営者だった

ものですから、多いときで30億円ぐらいの個人保証をしており
ました。判こを押すたびに、逆立ちしてもこんな資産ないよと
言ったら、金融機関の人は、形だけですからとにっこりして言
ったものです。30年も前の話なんですけども、ただ、もちろん
形だけじゃないことは言うまでもありません。

委員御指摘のとおり、地域経済の活性化あるいは産業の発展
を図っていくには、この経営者保証に依存しない融資慣行に向
けた取組が重要であります。チャンスが夢をかなえられる富山
県をつくっていくため、チャレンジ、そして再チャレンジを促
していくためには、やはりそのような取組が必要だと、これは
同じ考えでございます。

信用保証協会の信用保証付きの融資においては、金融機関が
申込みから実行、返済までを管理しておられます。信用保証協
会は信用保証の諾否を行い、金融機関と共に融資全体を審査し
て判断する仕組みになっています。

今年6月に改正された国の信用保証協会向けの監督指針とい
うのがありますけども、それでは、信用保証付き融資の割合が
高い中小企業者などに対して、信用保証協会が金融機関や支援
機関と連携して主体的に経営改善や再生支援などを検討するこ
とが求められています。まさに連帯してということなんですね。
なので、この観点からも、リスクの負担分、責任共有対象のこ
とを言っておられるんだと思いますが、このリスクの負担分
に関して金融機関と信用保証協会がそれぞれ判断するのではなく、
両者が一体となって判断することが望ましいと私は考えており
ます。

経営者保証の解除につきましては、経営者保証ガイドライン
に基づいて信用保証協会や金融機関が個々の状況に応じて対応
しております。先ほど商工労働部長が答弁したとおりです。ガ
イドラインの3要件の充足、また、事業者選択型経営者保証非

提供制度の活用などによって、経営者保証を解除できる仕組みも設けられました。このような大切なことは必ず説明をしております。それは御理解いただきたいと思います。

ちなみに令和5年度には、富山県信用保証協会は、既存融資の経営者保証を68件解除しています。また、経営者保証を取らずに保証承諾した割合は、全国51信用保証協会の中で5位という実績でありまして、富山県信用保証協会がこのような方向に向けて努力はしているということは御理解いただきたいと思います。

今後も県信用保証協会や金融機関と連携をして、ガイドラインの遵守、また、要件の充足に向けた経営支援に努めて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立、そして加速に向けて取り組んでいきたいと考えています。

尾山委員 ありがとうございます。

続きまして、先ほどおっしゃった再チャレンジと言われるものの仕組みについて1点お尋ねいたします。

国の制度で、再挑戦支援保証という再チャレンジを支援する制度が信用保証協会にあるんです。これは文字どおり再チャレンジをする人を支援する制度なんですが、過去に事業を営んでいた人で失敗した人が新しく挑戦するときに使用できるものだというのであります。

大変すばらしい理念の制度ですが、残念ながら制度利用開始の平成19年、ここから現在に至るまで利用実績は4件と極めて少ないわけでありまして。これは、経営者が過去の経験を生かして新たに再チャレンジを行う際の資金調達をサポートするという制度の趣旨が、有効に機能しているとは言えないと思います。

国の再挑戦支援制度保証について、廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理をされている見込みがあることなどが、要件として求められるわけでありまして、自己破産を

した人が該当しやすいんです。他方で、過去の債務を現在返済中の経営者が対象外とされるケースがあると推察をいたします。

繰り返しになりますが、制度が有効に機能しているとは思えないんです。真っ当な再チャレンジに過去の債務と向き合いながら取り組んでいる人、そういった方にも道が開けるようなものが制度としてあるのが恐らく有効な制度につながるんだと思うんです。

ぜひこの制度の要件の見直し、これも県でできることでありませので、国全体の話として新田知事に中央に働きかけていただきたいと思います。御所見を伺いたいと思います。

新田知事 国の再挑戦支援保証は廃業から5年以内に事業を開始する中小企業者を対象としています。廃業の経緯や負債の状況などは事業者ごとに異なるので、全国統一の詳細な要件は設けられていません。各信用保証協会が個別に審査を行う仕組みになっています。

国においては再チャレンジを志す中小企業の支援を強化するために、昨年8月に「挑戦する中小企業応援パッケージ」を策定し、総合的な支援策を展開しています。

この中で、再挑戦支援保証に関する資格要件申告書の書式が改正されました。事業者の負担軽減を図るなど見直しが進められています。併せて、求償権消滅保証の要件緩和による借換え支援も行われておりまして、事業再生に取り組む中小企業へのサポートは一層強化されています。御指摘のように、実績があまりないことなので、ないということに鑑みて、国のほうでも様々な政策を講じておられるのではないかと推察します。

さらに、本年6月に改正された国の信用保証協会向けの監督指針、先ほども言いましたが、「過去に破産を経験している経営者であっても、過去の事実のみをもって保証審査判断をするのではなく、過去の失敗を生かした事業計画などを踏まえて公

正な保証審査を行う」ということが明確に規定をされました。

県として、県信用保証協会や中小企業活性化協議会、金融機関とも連携をしてこれらの再挑戦を後押しする信用保証制度の周知に取り組むとともに、県内の中小事業者が過去の失敗経験を次の事業に生かせるように積極的な支援に努めてまいりたいと思います。ということは考えておりますし、国も努力をしておられるんだと拝察をします。着実に前進はしていると思います。

そしてまた、本県の信用保証協会の会長、民間の方に今担っていただいております。その下、様々な現場での対応も変わりつつあるということでもありますので御理解をいただきたいと思っています。

尾山委員 ありがとうございます。

中小企業政策は、戦後会社を潰さないというところに起点を置いて、実際にいろんな金融の仕組みが組み立ててこられました。そういったものが市場の活性化を妨げてきたというのも実態でありまして、本当に今、人手不足の問題や事業承継の問題と、やはり大きな転換点を迎える中で、関係者の方々が健全な経営判断がしっかりと取れるような、場合によっては健全な廃業、健全な市場への参入、そういったものをしっかりと制度化していく、そんなタイミングなんだと思います。

今お話を聞かせていただきまして、随分取組も革新的に進んでいるんだなと改めて認識をいたしました。その流れでぜひまた、保証協会のできる範囲の中で今後進めていただければなと思っております。

それでは、観光のことについて少し御質問させてください。

昨年度の3月だったと思うんですが、観光庁が全国11か所の高付加価値なインバウンドモデル観光地を選定しまして、北陸エリアとして富山県と石川県、福井県、白川村が広域の枠組み

で選ばれることとなりました。

インバウンドの需要が高まる中で、高付加価値なインバウンドモデルの構築はハイクラス層への地域経済の高額消費を取り込むには欠かせない取組と言えるところです。

そこで改めまして、我が県の高付加価値なインバウンドモデル観光地に向けて、数字的にどのような目標を立て、その達成に向けてどのような戦略に臨んでいращやるのか田中地方創生局長にお尋ねをいたします。

田中地方創生局長 御紹介ありがとうございましたとおり昨年3月、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」のモデル観光地に全国11地域の1つとして北陸エリアが採択されました。本年3月には、高付加価値旅行者の北陸への誘客を進めるため、地域の滞在価値やターゲットなどを明確化したマスタープランを策定したところでございます。

今後このプランに基づきまして、旺盛な旅行消費を期待できる高付加価値旅行者の誘客を戦略的に推進するため、ウリ（滞在価値）、ヤド（上質な宿泊施設）、ヒト（人材）、コネ（海外におけるコネクション）の各観点で施策を推進することとしておりまして、今年の7月には高付加価値旅行者の誘客に携わる専門家をお招きしてセミナーを開催しましたほか、今後国内外の旅行会社へのヒアリングやセールス、また北陸への招聘など様々な取組を進めることとしております。

モデル観光地といたしましては、本年度中に成果目標を設定するというところで、現在観光関係者で協議をしているところでございますが、本県といたしましては、第3次富山県観光振興戦略プランにおきまして、観光消費額を重要目標として設定しております。令和8年に年1,980億円を目指すこととしております。

今後も観光庁や北陸3県、また北陸経済連合会など関係の団

体と連携しながら、北陸エリア一体となって高付加価値な観光地づくりを推進してまいりたいと考えております。

尾山委員 ありがとうございます。

観光業は水ものである。なかなか融資を受ける際にも製造業と違って評価を受けづらいというのが実態であります。ですから、この観光業にぜひ価値を生み出して観光産業にして、分厚いものにしながら、観光産業に取り組んでいかれる方々がしっかりと生活を成り立てていけるよう、ぜひこの高付加価値の取組を通して考えてみてください。

北陸エリアプラス白川村という面に取り組んでいただくということが肝要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

加えまして、これ、ちょっとこんな本があったので。

永森委員長 掲示するときは許可を。

尾山委員 すみません。よろしいですか。

永森委員長 許可します。

尾山委員 これ、文化庁が出している非売品の本でありまして「Japan's Authentic Luxury」という日本の本物の美しさとか美とかということを行っている本で、これは造語で、ジャパンとラグジュアリーを取ってJAXURY（ジャクシュアリー）と言われている本なんです。

これを今世界的に発信して、日本の高付加価値なものを世界に売り込んでいるということなんですが、ちょっと御覧いただきたいんですが、このジャクシュアリーと言われるものが秀逸なのが、この10個の視点を設けまして、この視点で様々な日本の伝統文化系のアコモデーション、食、いろいろなものを切っていくんです。この10個の視点に当てはまるものだけを拾い上げて海外に発信をしていくということでもあります。

その中で、例えばこの中に佐賀県のページがあるんです。佐

賀県というのは、イメージ的にそんなに多く観光の資源があるとか、文化的資源があるとかというイメージってお持ちでしたか。私は有田焼があるのは知っていたんですが、それ以外正直言ってそんなに大きなイメージがなかったのは事実なんです。

ところが、こう見てみると、佐賀のアコモデーションや有田焼やお茶、いろんな素材をこの10個の視点で切って、極めてすばらしい高付加価値をつくって輩出して宣伝をしているんです。ですから、やはりこの取組方、視点というのはものすごく大事なんだなと改めて強く感じております。

そこで、ぜひこの北陸の高付加価値のマーケットプラス白川村、ここの10個の視点、こういったもので一回仕切り直しているんなものを掘り下げてみる、そんな取組をぜひ富山県主導でこの北陸エリアの観光地に仕掛けてみていただいたらどうかと、そんな思いで今おります。

そのことについて田中地方創生局長の御所見を伺わせていただきます。

田中地方創生局長 観光庁の「地方における高付加価値のインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」におきましては、高付加価値旅行者は単に1旅行当たりの消費額が大きいのみならず、一般的に知的好奇心や探求心が強く、旅行による様々な体験を通じて、地域の伝統、文化、自然等に触れることで自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向にあるとされております。

このため、北陸地域が連携して取り組む観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」では、高付加価値旅行者を読者層に持つ英国メディアを本年夏に招聘いたしまして、北陸の多彩な魅力について雑誌に掲載されたところでございます。

御紹介いただきました「J A X U R Y J a p a n ' s

A u t h e n t i c L u x u a r y」は、日本各地の自然、食、宿、伝統工芸など、地域ならではの本物の魅力について、多様な視点で紹介する高付加価値旅行者向けの書籍であると承知しております。本県からも高岡銅器が紹介されるなど、本県の魅力も効果的にPRされているものと承知しております。

今後、対象市場ごとに高付加価値旅行者に訴求できる適切な媒体であったり、視点が何かというものを考えながら、高付加価値旅行者のさらなる誘客に向けて効果的な情報発信に取り組みたいと考えております。

尾山委員 ありがとうございます。

真田広之さんが出ていた「SYOGUN 将軍」という映画がエミー賞を取りました。エミー賞を取った背景を少しひもといいたものがあったんですが、やはり日本の所作、正座だとかふすまを閉める所作だとか、そういったものが一連の映画の中で非常に色濃く落とし込まれている。そういったものがやはり非常に素晴らしい美なんだという評価を受けて今回のエミー賞につながったということらしいです。

今改めて、やはり日本の文化とか伝統とか長年培ってきたものが評価を受ける、そんなタイミングなんだと思います。ぜひそういう意味でも、こういった取組を積極的に進めていただければと思っております。

それから3つ目ではありますが、ムスリムの方ですね。非常に人口が増えてこられまして、恐らく4分の1ほどの人口がこのムスリム、要するにイスラム経済圏の方々になるんです。ムスリムの方というのは、例えば1日に5回メッカに向かってお祈りをするとか、礼拝するとか、あと食事でもハラール、ハラームといった区分けの中で、食べるもの、食べられないものが教義上にあるわけでありまして、そういったものが一定程度しっかりと管理をされている場所、観光でいくとそんな場所が商圈

として選ばれるわけでありませう。

東京ディズニーランドにムスリムの方が入られる礼拝堂ができたということでありませう。そういったインフラ整備を進めていくことによって、このムスリムの方の今後ありうる商圏をしっかりと捉えていく、そんなことをぜひこの北陸地域でお取り組みになってみてはいかがでしょうか。

どうしてもムスリムというとISから始まって原理主義の何か大変怖いイメージがあるんですが、多くのムスリムの方というのは全然そんな形ではなくて、非常に穏健で平和な方が多いですから、これから市場としてやはりそういった方を取り込んでいくことが極めて大切な戦略になるんだと思うんです。

とりわけイスラム経済圏の方は、雪があるところは少ないですから、この北陸プラス白川村でも極めてそういう意味においては観光地としても喜んでいただける価値を見いだせるんじゃないかと思っています。

例えば礼拝堂の整備だとか、ハラールの認証の取得だとかを官民挙げてぜひ取り組んでいただいて、この北陸プラス白川村がムスリム先進地として選ばれるような観光地に向かって戦略的に取り組んでみてはいかがでしょうかということ、田中地方創生局長にお尋ねいたします。

田中地方創生局長 北陸エリア一体として取り組んでいる「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」におきましては、一般的に訪日旅行の滞在日数が長く、観光消費額が高いとされている、欧州、北米、豪州を主なターゲット市場として整理しております。

一方で、今年度、高付加価値旅行者向けの旅行商品を取り扱う首都圏の旅行会社にヒアリングを行ったところ、「北陸エリアの魅力は欧米豪以外の中近東にも訴求できる」、「北陸の伝統工芸や歴史、文化、自然も魅力」、「中近東やインドネシアの高

付加価値旅行者の消費が旺盛」といった声も聞かれたところでございます。そのため、イスラム経済圏につきましても、今後有力な市場になり得ると考えられます。

一方で、宗教的、文化的な習慣の違いから受入環境に係る課題というものもまだまだ存在していると認識しております。県ではこれまでも、礼拝場所やハラール対応の情報につきましても、ウェブサイトにおいて多言語で情報発信を行ってきたほか、とやま観光塾におきましても、ムスリム旅行者の受入れの参考となる先進事例を紹介しているところでございます。

ムスリム旅行者が本県を訪れる際に、宗教的、文化的な習慣で不便を感じることなく安心して快適に滞在できるよう、課題を一つずつ洗い出しながら、さらなる誘客に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

尾山委員 ありがとうございます。

2番じゃ駄目なんですかという話が一番なんだと思うんですよ。やはり全国的にイの一番に取り組んでいく、そんなことが大きな価値につながっていくと思いますので、ぜひまた御検討ください。

外国人の方が日本に増えてこられました。今後ますます、この外国人の方はいろんな意味で富山県に御貢献いただくことになると思うんですが、その受入体制の中で、この外国人の運転免許、講習を受けて日本で使える免許に切替えをするという外国運転免許から日本運転免許の切替えの制度がありますが、これが現在3か月待ちだということらしいんです。

これは当然ながら、外国人の方々からもそうですし、雇用されている受皿の企業の方からもそうなんですが、もうちょっと何とかならんのかというようなお話を今たくさんいただいております。

今後ますますこの外国人の受入れを拡充していく上において、

こういったインフラ整備というのが非常に大事なことになってくるんだと思っております。

その辺の実態と今後の取組について、警察本部長にお伺いしたいと思います。

高木警察本部長 外国運転免許切替手続きでございますけれども、有効な外国の運転免許証を持っており、かつ資格を満たしていれば、日本でも車などの運転免許試験を一部免除して受験できる手続きであります。

その手続きといたしましては、書類審査、運転に関する知識の確認、適性試験、技能の確認がありまして、我が国で車両運転することに支障がないことを確認いたしまして、日本の運転免許証を交付するものであります。

委員御指摘の審査まで3か月を要するという審査予約待ち期間につきましては、令和5年7月のピーク時には約5か月でございましたが、長期化解消対策といたしまして、担当職員の増員、会計年度任用職員の採用及び外国語翻訳機器の導入などにより短縮に努め、本年9月では約3か月までとなったところであります。

また、外国運転免許からの切替えのほかに、外国人が日本の運転免許証を新規に取得しやすくなるように、運転免許センターで行っている外国語学科試験及び指定自動車教習所——自動車学校のことですけれども——ここで行っている仮運転免許外国語学科試験につきましても、本年6月28日に4言語を20言語に拡大したところであります。

県警察では、外国人による日本の運転免許証取得者の増加が見込まれる中、審査予約待ち期間の短縮を図るため、職員の増員配置や継続的な会計年度任用職員の採用、申請手続周知のための情報発信などにつきまして、知事部局などと連携を図りつつ、引き続き努力してまいりたいと考えております。

尾山委員 ありがとうございます。

車はあるけど免許がないと、つついどうなるかというのは何となく想像できるんですが、そんなこともあるやに聞いております。

これから富山にいらっしゃる外国人の数が永続的に伸びていくというのは間違いのない背景ですから、そういう意味において、短期的な取組ではなくて、ぜひ抜本的に、今おっしゃったように人手がないと進まない話でしょうから、ぜひ人手の拡充を何とかまたしていただけるように御配慮いただければと思っております。

最後になりますが、企業誘致について1点お尋ねをいたします。

富山県、いろんな企業誘致に向けて目下取り組んでいただいていると伺っております。

富山県の強みを表に出してその強みでもって戦うというのはやはり戦略、戦術で一番強いやり方なんだと思っております。富山県の強みというのは、この一般質問でありました再生可能エネルギーをどうつくっていくかということと、あとはやはり水だと思っておりますね。

この水と言われるものをしっかりと強みに生かして企業誘致に結びつける。例えば、半導体産業、その関連産業等々含めて、水がないと成り立たない企業誘致は多くあります。いろんなところに話をする中で、絞り切ってそういったところにフォーカスをしていくということも非常に大事な戦略だと思っております。

ぜひそんなことで企業誘致、この富山県の水エネルギーの特色を生かした取組について山室商工労働部長の御所見を伺いたいと思っております。

山室商工労働部長 本県は、これまで日本海側屈指の工業集積を

基盤とし、特に製造業分野を中心に積極的な企業誘致を展開してまいりました。今年3月に改定した富山県ものづくり産業未来戦略では、特にグリーン分野や半導体を含むデジタル技術基盤など、今後の成長が見込まれる分野の企業誘致に一層力を入れる方針を掲げております。

中でも半導体の関連産業の誘致には重点的に取り組んでおりまして、10月にはK O K U S A I E L E C T R I Cの砺波事業所の操業開始や、住友電気工業による電気自動車向け半導体材料の生産工場の建設など、県内における大型投資が相次いでおります。

また、本年4月に施行しました第2期富山県地域未来投資促進計画におきましても、4月から8月末までの5か月間で承認した地域経済牽引事業計画のうち3件が半導体関連でありまして、昨年度1年間の承認件数の実績を既に上回る状況となっております。

委員御指摘のとおり、半導体製造に不可欠な水資源に関して、本県の豊富で良質な地下水や工業用水は比類ない強みであり、これまで企業立地セミナーや企業立地ガイドを通じ強力でPRしてまいりました。今月、県内で開催される半導体関連の国際学会でも、企業出席者に対して、本県の立地環境や助成制度、製品、技術開発に対する支援体制を広くアピールし、誘致活動を一層強化いたします。

今後とも本県の強みを最大限生かして、半導体関連産業の誘致を強力で推進してまいりたいと存じます。

尾山委員 ありがとうございます。

永森委員長 尾山委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午後0時02分休憩